

「仮処分」と本案訴訟（本訴）の関係

この裁判は3年以上続く長い裁判になっています。裁判のスタートは仮処分の申立てでした。新しい原告も大勢加入していただいたので、今日は「仮処分」について改めて説明したいと思います。

まず、民事保全と本案訴訟という言葉から整理します。仮処分は民事保全という裁判手続の1つです。対する本案訴訟も裁判手続の1つです。両者が違うのは、本案訴訟が「権利を認める。」との裁判官の最終判断（判決）をもらう手続であるのに対し、民事保全（仮処分）は「本案訴訟で白黒つくまでの間、仮に権利を認める。」との裁判官の判断（決定）をもらう手続であるという違いがあります。

私たちは、今回の原発差止め事件で、「私たちの命を守るため、原発の運転を止めろ！」と訴える本案訴訟を起こしています。しかし、本案訴訟は原告と四電が証拠を大量に提出して、弁論を何度も繰り返して、何年も粘り強く戦う必要があります。特に原発という国家的な取組みに対抗することは長期戦を覚悟し

なければなりません。心配になるのは、「本案訴訟を戦っている間に地震が起きたら？ 火山が噴火したら？」ということ です。10年後に本案訴訟を勝ち抜いても、明日地震で伊方原発が吹き飛ばせば、何の意味もありません。

そこで、「本案訴訟で白黒つくまでの間、仮に原発を止めてほしい。」という仮処分を求めているのです。

このように、仮処分は、本案訴訟の結果を待ってられないような事情がある場合に、「とりあえず勝ったことにしておいてくれ。」と裁判所に求める手続なのです。

とはいえ、今回の仮処分は弁護団の力が及ばない結果ではありましたが、丸2年かかりました。結果を見直してもらうよう、大分地方裁判所の上級庁である福岡高等裁判所に求めています。これを即時抗告といいます。しかし、即時抗告がなかなか始まりません。我々が「明日の心配をしている」ことを福岡高等裁判所にはもっと理解してもらえるよう活動していきます。

8・31 フォーラム in 松山 に参加して

～原告・支援者・弁護団の交流会報告～ 中山田さつき（原告団共同代表）

松山地裁の差し止め訴訟は2011年12月に提訴され、原告総数は1,419名、大分県からも約100名原告が参加しており、もうすぐ丸8年を迎えます。途中、仮処分の裁判の3年間は本訴の裁判は止まっていた。仮処分の松山地裁、高松高裁の決定は差し止めの申し立てを却下、今年7月4日に本訴の口頭弁論（第19回）が再開しました。本格的な本訴再開に向けて情報の共有と意見交換の場が開かれました。

フォーラムには愛媛県内だけではなく、四国各地（四国の95自治体の全部に原告がいる）、広島裁判原告も参加し、会場は100人近くの参加者でいっぱいになりました。事務局から訴訟の経過説明が行われた後、弁護団の薦田弁護士が今後の裁判について丁寧に説明されました。来たる9月3日の進行協議では、今年4月に裁判官は全員交代したところなので、3年間の任期中に判決を出してもらおう進行を求める。また、今まで口頭弁論のたびに原告の陳述を行ってきた（毎回ほぼ2人）が、これからは裁判所には60分を確保してもらい、50分は原告割り当て時間とすることを要請したい、とのこと。

今後の裁判の重点的な論点は、①地震②火山③原発の非公益性④最大の自然災害の考慮の必要性の4点であることをわかり

やすく説明されました。



薦田弁護士は「最高裁の意向が裁判官に働いているのでは？」という質問に、「原発について、裁判官が理解すれば勝てると思われている」ときっぱり！原告団共同代表の須藤

さんは「人のいのちが無視されることは認められない。私たちは義の上でたたかっている。こんなに多くの方がフォーラムに集まった。勝利を信じてたたかていきましょう！」と威勢よくフォーラムを終結。

伊方現地では、使用済み核燃料の乾式貯蔵によって、核のゴミも置きっぱなしになるのではという問題も現実化してきている。「10月26日には伊方現地に集まろう！」伊方集会の呼びかけもなされました。

「伊方原発をとめる会（松山）」のホームページで見ることができます。ぜひ！！ <http://www.ikata-tomeru.jp>